

仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付要綱

(平成23年 5月31日都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における人身事故の防止を図るとともに、避難路を確保し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的として、避難路に沿って設けられた倒壊の危険性が高いブロック塀等の所有者が行う除却に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（フェンスその他これに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- 二 避難路 仙台市耐震改修促進計画に基づく避難路である、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により小学校長が定める指定通学路をいう。
- 三 補助事業者 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。
- 四 補助事業 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業をいう。

(補助対象工事等)

第3条 この補助金の交付対象となる工事（以下、「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するブロック塀等について安全性が確保できるように全部又は一部を除却する工事（一部除却については、一部除却後安全な構造となるものに限る。）とする。

- 一 市長が実施する避難路に沿って設けられているブロック塀等に関する調査により著しいひび割れ又は傾きが認められ、特に危険な状態にあるもの。ただし、フェンスその他これに類するもののみに著しい傾きが認められる場合は除く。
 - 二 前号に掲げるもののほか、避難路に沿って設けられているもので、倒壊等の危険性により除却が必要と市長が認めるもの。
- 2 市長は、前項に該当するブロック塀等の所有者又は管理者に対して当該ひび割れ等の事実、改善に関する助言その他必要な事項を通知する。

(補助の対象者及び市税の取り扱い)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 前条第1項各号に掲げるブロック塀等の所有者（当該対象ブロック塀等が共有に係るものである場合には、当該共有者のうちから選任された代表者1人）であること
- 二 個人の場合にあっては、本市の市税を滞納していないこと。また、個人事業主とし

て申請する場合は、個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税を滞納していないこと

三 個人以外の場合にあつては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと

四 過去に同一の工事場所においてこの補助金又は同種の補助金の交付を受けたことがないこと

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有していない者であること

2 前項第2号及び第3号に規定する要件は、市長が第7条に基づく申請を行った者（以下「申請者」という。）の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

3 第1項第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法（昭和25年法律第26号）第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。また、事業主として納付すべき市税とは、個人の市民税（当該事業主が仙台市市税条例（昭和40年仙台市条例第1号）第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、事業所税とする。

4 第1項第3号に規定する市税とは、個人の市民税（当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の見積金額とブロック塀等の除却長さに1メートル当たり80,000円を乗じて得た金額のいずれか少ない金額とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に定める補助対象経費の6分の5に相当する額とし、187,000円を上限とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額が1,000円に満たないときは、これを1,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、工事に着手する前に、仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付申請書に関係書類を添えて市長に提出して行うものとする。

（交付の決定等）

第 8 条 市長は、前条の申請が到達してから 20 日以内に、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

- 2 規則第 6 条の規定による決定の通知は、交付の決定については仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付決定通知書により、不交付の決定については仙台市ブロック塀等除却工事補助金不交付決定通知書により行うものとする。

(交付の条件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、工事内容の変更（当初工事目的を変更しない範囲のものに限る。）で補助金の額に変更を生じないものとする。

- 2 規則第 5 条第 1 項の規定による変更等の申請は、仙台市ブロック塀等除却工事補助金変更等承認申請書により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市ブロック塀等除却工事補助金変更等承認通知書により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更をすることができる。

(申請の取下げ)

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 20 日を経過した日までに仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付申請取下書により行うものとする。

(工事の着手)

第 11 条 第 8 条第 2 項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、速やかに当該通知を受けた工事に着手するものとする。

(完了報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、仙台市ブロック塀等除却工事補助金完了報告書に関係書類を添えて、補助事業完了の日から 20 日を経過した日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、仙台市ブロック塀等除却工事補助金額確定通知書により行うものとする。

(是正のための措置)

第 14 条 市長は、第 12 条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業が補

助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずるものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 5 条 市長は、第 1 3 条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、第 1 3 条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、補助事業を実施した会計年度の 3 月 3 1 日までに、仙台市ブロック塀等除却工事補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第 1 項の規定による補助金の交付を受けた場合、補助対象経費を支払ったことを証する書類の写しを速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 1 6 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 補助金を他の用途に使用したとき
- 三 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 7 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

(調査に対する協力)

第 1 8 条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備等)

第 1 9 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

(実施要領)

第 2 0 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局建築宅地部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から実施する。

附 則（平成25年4月22日改正）

この改正は平成25年4月23日から実施する。

附 則（平成26年3月26日改正）

この改正は平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月28日改正）

この改正は平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成30年3月16日改正）

この改正は平成30年4月1日から実施する。

附 則（平成31年4月24日改正）

この改正は令和元年5月1日から実施する。

附 則（令和2年5月28日改正）

この改正は令和2年5月28日から実施する。

附 則（令和7年3月31日改正）

この改正は令和7年4月1日から実施する。